公益社団法人日本ペタンク・ブール連盟

加盟団体規程

（目的）

第１条　この規程は、公益社団法人日本ペタンク・ブール連盟（以下「本法人」という。）の加盟団体に関する事項を定める。

（加盟団体組織）

第２条　加盟団体は、都道府県等におけるペタンクを統括する団体として組織され、当該団体を代表する長及び役員、事務局を置かなければならない。

２　加盟団体の代表者は、定款第２章第７条に規定する正会員であり、本法人の理事会において承認されるものとする。

３　加盟団体の役員は、本法人の理事会で認めた場合を除き、本法人の賛助会員でなければならない。

（加盟団体長会議等）

第３条　本法人会長又は代表理事副会長が必要と認めた場合、加盟団体長会議を招集することができる。

２　本法人会長又は代表理事副会長が必要と認めた場合、事務連絡の会議を招集することができる。

（ブロック代表理事）

第４条　加盟団体は、ブロックごとに、加盟団体の役員の中から本法人の理事（ブロック代表理事）としてふさわしい者を選出し、これをブロック内加盟団体の長の連名で、本法人に推薦することができる。

（年会費の納入等）

第５条　加盟団体は、本法人の定款第９条並びに「入退会及び会費等に関する規程」第２条及び第５条の規定を遵守しなければならない。

（入会）

第６条　「入退会及び会費等に関する規程」第３条により、入会しようとする団体は、代表者により次の書類を本法人会長又は代表理事副会長に提出しなければならない。

（１）入会申込書
（２）団体規約
（３）役員名簿（氏名、住所、生年月日、役職名）
（４）会員数及び本法人賛助会員数
（５）入会する年度の事業計画及び収支予算書

２　本法人会長又は代表理事副会長は、前項の書類を受領した日から直近の理事会において、当該団体の入会の適否について審査し、適当と認められたときは、当該団体の入会を承認する。

（退会）

第７条　加盟団体が退会しようとするときは、「入退会及び会費等に関する規程」第９条に従い、本法人会長又は代表理事副会長あてに退会の理由を付した退会届を提出しなければならない。

２　本法人会長又は代表理事副会長は、退会届を受領した日から直近の理事会において、退会の適否を審査し、適当と認められた団体は、本法人会長が退会を承認する。

３　本法人の理事会は、不適当と認めた加盟団体を、議決をもって退会させることができる。

（納付金の清算）

第８条　加盟団体が、前条第２項又は第３項により退会した場合、既に納付した経費等は理由のいかんを問わず返還しない。また、退会前に支払い義務が生じた納付金は、直ちに全額納付しなければならない。

附 則　この規程は、本法人の設立の日から施行する。
附 則　この規程の改正は、平成２６年３月１５日から施行する。
附 則　この規程の改正は、令和４年（２０２２年）６月５日から施行する。